

令和6年度第3回広島県私立学校審議会 議事録

1 日 時 令和7年3月18日（火）15時30分から16時30分まで

2 場 所 広島市中区基町10番52号
広島県庁 北館2階 第2会議室

3 出席委員 福岡会長 江口委員 加藤委員 清川委員
住田委員 田原委員 原田委員 吉川委員 （委員8名出席）

4 議 題

認可事項

- 1 福山暁の星女子高等学校の通信制課程の設置について
- 2 並木学院高等学校の広域通信制課程に係る学則変更について
- 3 サールナート幼稚園の廃止について
- 4 学校法人以德学園の解散について
- 5 ほうりん東野幼稚園の廃止（幼保連携型認定こども園への移行）について
- 6 福山暁の星幼稚園の廃止（幼保連携型認定こども園への移行）について
- 7 千鶴幼稚園の廃止（幼保連携型認定こども園への移行）について
- 8 山田幼稚園の収容定員に係る学則変更について
- 9 福山市医師会看護専門学校の課程の廃止について
- 10 学校法人みらい学園の寄付行為の認可について
- 11 三原日本語学校の設置者の変更について

5 担当部署 広島県環境県民局学事課
TEL 082（513）2758（ダイヤルイン）

6 会議の内容

（1）開会

委員総数10名中8名が出席しており、定足数を満たしていることを確認した。

（2）認可事項

- 1 福山暁の星女子高等学校の通信制課程の設置について

（ア）申請内容

高等学校の通信制課程の設置

（イ）質疑内容・意見

（委員）前回の審議会で通信制高校の設置があったが、それだけ社会の中で、通信制が、需要があるということなのか。

(事務局) 中学時代に不登校になったり、あるいは高校通って、ちょっと集団に馴染めないとかですね。学校に行けなくなったような子供が増えており、それに伴って、その通信制への入学者が増えている。

全体の高校生の数は減っているが、通信制の生徒は右肩上がりできている。

(委員) 例えば、受験のために通信制にあえて行って、家庭で勉強するとかそういう活用方法もあるのか。

(事務局) 通信制も今様々であり、毎日通学することもできるコースもある。週1や週2、3回通うパターンもあり、いろんなパターンを学校として用意しているのが実態である。その生徒の状態とか希望に合わせて、柔軟に対応されている形になっている。

(ウ) 結論

適当と認める。

2 並木学院高等学校の広域通信制課程に係る学則変更について

(ア) 申請内容

面接指導等実施施設の追加等

(イ) 質疑内容・意見

(委員) 通信教育連携施設の廃止があるが、こういった施設はその後どうなるのか。

(事務局) 学習塾の一部を間借りして使用していたところについては、元の学習塾の教室のひとつとして使われる場合などがある。

(ウ) 結論

適当と認める。

3 サールナート幼稚園の廃止について

(ア) 申請内容

幼稚園の廃止

(イ) 質疑内容・意見

特になし

(ウ) 結論

適当と認める。

4 学校法人以德学園の解散について

(ア) 申請内容

学校法人の解散

(イ) 質疑内容・意見

(委員) 保管すべき指導要領とか出席簿等は学校法人が解散したら、個人として保管する義務があるのか。また、その個人が死亡した場合はどうなるのか。

(事務局) 確認する。

(ウ) 結論

適当と認める。

- 5 ほうりん東野幼稚園の廃止（幼保連携型認定こども園への移行）について
- （ア）申請内容
幼稚園の廃止（幼保連携型認定こども園への移行）
 - （イ）質疑内容・意見
特になし
 - （ウ）結論
適当と認める。
- 6 福山暁の星幼稚園の廃止（幼保連携型認定こども園への移行）について
- （ア）申請内容
幼稚園の廃止（幼保連携型認定こども園への移行）
 - （イ）質疑内容・意見
特になし
 - （ウ）結論
適当と認める。
- 7 千鶴幼稚園の廃止（幼保連携型認定こども園への移行）について
- （ア）申請内容
幼稚園の廃止（幼保連携型認定こども園への移行）
 - （イ）質疑内容・意見
特になし
 - （ウ）結論
適当と認める。
- 8 山田幼稚園の収容定員に係る学則変更について
- （ア）申請内容
幼稚園の収容定員に係る学則変更
 - （イ）質疑内容・意見
特になし
 - （ウ）結論
適当と認める。
- 9 福山市医師会看護専門学校の課程の廃止について
- （ア）申請内容
専修学校の高等課程の廃止
 - （イ）質疑内容・意見
特になし
 - （ウ）結論
適当と認める。
- 10 学校法人みらい学園の寄付行為の認可について
- （ア）申請内容

学校法人の設立に伴う寄附行為の認可

(イ) 質疑内容・意見

特になし

(ウ) 結論

適当と認める。

11 三原日本語学校の設置者の変更について

(ア) 申請内容

各種学校の設置者変更

(イ) 質疑内容・意見

特になし

(ウ) 結論

適当と認める。

以上